

山都町議会ソーシャルメディア運用方針

山都町議会録画動画配信等に関する規程(平成 27 年山都町議会訓令第 2 号)に基づき、山都町議会が運用するソーシャルメディアの運用方針(以下「運用方針」という。)を次のとおり定める。

1 運用するソーシャルメディアの種類

YouTube(以下「ユーチューブ」という。)

2 発信主体及び管理者

発信主体及び管理は山都町議会事務局とし、管理者は山都町議会事務局長とする。

3 アカウント

アカウント名は「山都町議会チャンネル」とし、ユーチューブの URL は <https://www.youtube.com/channel/UC1pzzhcGZSwU1rS1r2-JdDw> とする。

4 運用方法

(1) 山都町議会が投稿等を行う時間は、原則、平日の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。ただし、管理者が必要と判断した場合はこの限りではない。

(2) 本アカウントにおいては、原則として動画の配信のみを行い、動画に対するコメント等の投稿を停止して運用する。

5 その他

(1) ユーチューブの運用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、山都町議会は、予告なしに掲載した情報を変更または削除し、サービスの運用を中断し、または中止することがある。

(2) 山都町議会は、予告なく運用方針の変更や運用方法の見直しをする場合がある。